

方苞における『周官』の修辭法解釈

* 木本 拓哉

要旨

康熙帝、雍正帝、乾隆帝の三代に仕えた儒者の一人に方苞がいる。方苞は『周礼』『儀礼』『礼記』の三礼の学問を深め、三礼義疏館の副総裁を務めた。本論考は方苞の『周礼』解釈を、その修辭法分析という観点から探るものである。方苞は『周礼』夏官の大司馬こそ、聖人の遺徳が込められた文章と考えていた。大司馬の記述は軍事演習に関するものであるが、その文章は「詳」「略」を組み合わせたもので、詳しく書くことで大規模な演習であることを示し、略して書くことで小規模の演習であることを示していると考えていた。また方苞は『周礼』と『春秋』とを関連付けてもいた。『春秋』は春秋の筆法とも呼ばれる独特な修辭法を有している。その修辭法は『春秋』だけでなく『周礼』にも使われていると方苞は考えており、それが大司馬の文章に当てはめられた。また方苞は、「義法」という文章創作の理論を唱えていたが、これも大司馬の修辭法と一致するものとされた。方苞の唱えた「義法」は文章創作の理論に止まらず、経書を解釈する一つの視点でもあったことを説明することができた。

キーワード

方苞、『周官』、『春秋』、春秋の筆法、義法

一、はじめに

清代の學術思想は考証学が主流であったとされる。黄宗義や顧炎武を淵源とする考証学は乾隆帝・嘉慶帝の時代に隆盛を極め、乾嘉の学と呼ばれている。しかし南宋の朱熹の思想を受け継いだ朱子学も、科挙の経書解釈の標準とされたために広く学ばれた。清代の有名な朱子学者としては湯斌・李光地などがある。

ここで取り上げる方苞も清代朱子学者の一人とされている。しかし方苞は狭義の朱子学以外の学も幅広く治め、礼学や春秋学に関する著作も残している。筆者は以前、方苞の『周官』解釈について考察したことがある⁽¹⁾。本論考ではそれを踏まえて『周官』の修辭法に関する方苞の分析について考察したい⁽²⁾。

* 崇城大学非常勤講師

二、方苞と『周官』

最初に方苞の略歴と立場をpushさえておきたい。方苞は『周官』をどのような書物としてとらえていたのだろうか。『周官』は一般的に『周礼』と呼ばれているが、方苞は周公が記した官制と考えていたので『周礼』と呼ばずに『周官』と呼んでいた³⁾。まずはこのことについて見ておきたい。また、『周官』は漢代に劉歆が「発見」した書物であり、この『周官』に基づいて王莽が政策を推進したこともあり、偽書ではないかと疑問視されてきた。その偽作説に関する方苞の考えを整理しておこう。

(1) 方苞の略歴

方苞、字は鳳九、号は靈皋、晩年には望溪とも号した。康熙七年（一六六八）から乾隆十四年（一七四九）まで生きた儒者である。出身は安徽桐城で、幼い頃から父方仲舒のもとで兄方舟とともに学び、兄の友人たちと交流の中で学問に励み、康熙四十五年（一七〇六）に進士に及第した。その五年後の康熙五十年、方苞はある事件に巻き込まれた。文字の獄の一つである南山集事件である。この事件を引き起こしたのは方苞と同じ安徽桐城の戴名世（順治十年〔一六五三〕〜康熙五十三年〔一七一四〕。字は田有・褐夫。号は南山。康熙四十八年の進士）である。戴名世は明朝に心を寄せていた人物で、その著作『南山集』の中に、明朝の清朝に対する抵抗を正当化した記述などがあり、それが当時厳しくなっていた言論弾圧の槍玉に挙げられたのである。方苞はその『南山集』の序文を書いたことなどにより、連座して投獄された。一年半もの投獄の間、方苞は三礼を学ぶことを心に決め、『礼記集説』などを読み進めた。投獄されていた方苞を救出したのは李光地であった。李光地は康熙帝の覚えめでたく、その懸命な弁護により死

を免れ、康熙五十二年に獄を出ることができた。さらに官吏の道も開け、出獄してすぐに康熙帝の側近の学者たちの学問所となっている南書房に入るように命じられ、その後には武英殿修書総裁に命じられた。康熙帝が崩御した後も雍正帝に任せ、内閣大学士や一統志総裁などを歴任し、乾隆帝の時代に入ってから重用され、三礼義疏館副総裁や礼部侍郎などの役職を歴任した。

(2) 『周官』の位置づけ

方苞は獄中であつた時に礼を学ぶことを志した。礼とはここでは特に『周官』・『儀礼』・『礼記』の三書のことである。本論考で取り上げるのは『周官』であるが、方苞は『周官』について次のように考えていた。

蓋し公の「三王を兼ねて以て四事を施す」ことは、具に是の書に在り。其の人事の始終、百物の聚散に於いて、之を思ひ精に至りて、行ふ所を疑はずして、然る後礼・楽・兵・刑・食貨の政を以て、六官に散布し、聯ねて一体と為す。其の之を書に筆するや、或ひは事を一にするも諸職は各おの其の一節を載せて以て互ひに相ひ備へ、或ひは下を挙げ以て上を該し、或ひは彼に因りて以て此を見す。其の官を設け職を分くるの精意は、半ば空曲交會の中に寓して、文字の載せざる所と為る。迫りて之を求むれば、誠に茫然として其の端緒を見ざる者有り。久しきに及びて相ひ説きて以て解し、然る後其の首尾皆備はりて脈絡自ら相ひ灌輸するを知る。故に其の徧布にして周密なるを歎ずるなり。⁴⁾

（『周官集註序』）

『孟子』離婁下の一節を引いて、夏・殷・周の三代の禹、湯、文、武という四人の聖王の事績をすべて兼ねようとした周公の行動は『周官』に備わっており、三代の聖王たちの業績で見るとべきものは周官に

備わっていると方苞は述べている。これは『周官』が単に周代の官僚制度を記しただけではなく、その官僚制度ができる背景、つまり諸制度が禹や湯王、文王、武王の偉業の上に成り立っていることを指摘しているものである。そして周代の官制について様々な官職を分け設けている意味は、文字に載っていないところ、つまり字面だけを追って理解することができないところに込められており、それを性急に追求しようとしてもその端緒にすらたどり着けないと述べている。高遠な事柄が備わっている『周官』は易々と読み解きうるものではないと方苞は考えていたのである。

(3) 偽作説

『周官』には劉歆偽作説があり、これに関しては宋代にも議論があったが、清代に入ると方苞が再び論じ始めた。『周官』は劉歆が宮中の蔵書を整理した際に発見したもので、それを王莽が新王朝を樹立した時に学官に立て、王莽自身の道義的な後ろ盾としたことにより、後漢以後、劉歆による偽作説が唱えられてきた。その偽作説について方苞は次のように考えていた。

嗚呼、聖人の法は、天理に循ひて之を達する所以なり。聖人の経は、天心を伝へて之を播く所以なり。乃ち理に悖り天に逆ふの語の混淆する所と為り、二千余年に至りて弁ずべからざれば、則ち歆は誠に万世の罪人なり。余嘗て班史の莽の乱政姦言に於いて、織悉遺さず、文に於いて贅を為すを病む。然れども『周官』の歆の偽乱する所と為るは、乃ち班史に頼りて備に其の徴を得。豈に聖人の経は、天心其の終に晦からんことを欲せず、既に蝕むも復た明らかなるは、固より数其の間に存すること有るに非ず。⁶⁾

(『周官弁偽二』)

方苞は二千年にもわたって『周官』について正確に理解できないよ

うにした劉歆を「万世の罪人」と呼んで罵っている。方苞は『周官』は周公が作ったものであると考えていたが、その中には劉歆が後に増した箇所があり、それが偽作説の原因になっていると考えた。それを省けば周公が作った本来の『周官』となるわけである。つまり方苞はこれまでの議論を受けて、劉歆の偽作説を全否定するのではなく、劉歆が加えた箇所もあることを認めているのである。更につきのようなことも述べている。

是の書の出づること、千七百年。仮に戦国、秦、漢の人能く偽作すとせば、則ち冬官の欠、後の文儒に能く之を補ふ者有らん。惟だに一官の全のみならず、小司馬の欠も、能く四官の意に依倣して之を補ふ者有るか。其の補ふ能はざる所以は、何ぞや。則ち事の理未だ達せざる有りて、物の分未だ明らかならざる有ればなり。⁶⁾

(『読周官』)

『周官』の「冬官」は古くに失われている。方苞は、もし『周官』を戦国、秦、漢の人が偽作することができたのであれば、欠落を補うことができる人もいたはずであり、冬官全体だけではなく、小司馬の欠落も他の四官の主旨を模倣して、やはり補うことができた者がいたのではないか。しかしそれを、補うことができなかったのは、周公が『周官』に示した精神を理解できなかつたからだと考えていた。これは劉歆についても同じことが言えるわけで、劉歆もこれを理解できなかったために、完全に『周官』と同じものを作りあげることができず、書き加えたものは周公の『周官』とは全く異なったものとなり、それを方苞は見抜くことができた、ということになるのである。

三、『周官』大司馬について

方苞には『周官』の大司馬について述べた「書周官大司馬四時田法

後」という文章がある。ここから彼の『周官』に対する考えを探っていききたい。

(1) 大司馬とは

この文章で方苞が取り上げているのは『周官』夏官の大司馬の記述である。『周官』には天官、地官、春官、夏官、秋官、冬官の六官があり、それぞれ国政、教育、礼制、軍政、刑罰、土木工作を担当する。軍政を掌る夏官は司馬とも呼ばれ、その長官が大司馬である。

大司馬の職掌について『周官』には「大司馬の職は、邦国の九法を建てて、以て王を佐けて邦国を平らかにするを掌⁷⁾り」「九伐の法を以て邦国を正す⁸⁾」と記されている。つまり九つの法を打ち建てて王を輔佐し国を統制し、王命に従わぬ諸侯を九伐の法により征討するのである。前者の九法は邦国内の秩序維持のための法であり、例えば「畿を制して国を封じ、以て邦国を正す」といった諸侯の封域を制定するもの、「軍を制して禁を誥し、以て邦国を糾す」といった軍による問題の究明や、「郷民を簡稽し、以て邦国を用う」といった、人民の数を把握し有事の際に動員したりするというものである。そして後者の九伐の法こそは司馬の職掌が軍政と言われる所以である。その九伐は次の通りである。

九伐の法を以て邦国を正す。弱き馮⁹⁾ぎを寡きを犯さば、則ち之を管す。賢きを賊い民を害すれば、則ち之を伐つ。内に暴し外に凌げば、則ち之を壇す。野荒し民散ずれば、則ち之を削る。固を負みて服せざれば、則ち之を侵す。其の親を賊殺すれば、則ち之を正す。其の君を放弑すれば、則ち之を残す。令を犯し政を陵げば、則ち之を杜ぐ。外内乱れ、鳥獸行れば、則ち之を滅ぼす⁹⁾。

〔周官〕夏官・大司馬

この九伐の法は、秩序を乱した諸侯や臣下に対して軍事的制裁を加

えるもので、例えば二つ目の「賢きを賊い民を害すれば、則ち之を伐つ」とは、賢者や人民を殺すものがあれば、それらを討伐するというものである。また五つ目の「固を負みて服せざれば、則ち之を侵す」は、国法に服しないものがあれば、兵を派遣して国境に侵入するといふものであり、七つ目の「其の君を放弑すれば、則ち之を残す」とは、臣下でありながら、その国君を放逐したり殺害する者があればその者を残滅するというものである。このように武力によって王の統治を助けるのが大司馬の仕事であった。

(2) 大司馬に描かれている軍事演習

この大司馬について方苞が取り上げているのは、前節でとりあげた冒頭部に続く箇所、大司馬の具体的な職務である軍事演習について記しているところである。

中春教振旅、司馬以旗致民。平列陳、如戰之陳。弁鼓鐸鑄鏡之用。王執路鼓。諸侯執賁鼓。軍將執晉鼓。帥帥執提。旅帥執鞞。卒長執鐃。兩司馬執鐸。公司馬執鑄。以教坐作、進退、疾徐、疏數之節。遂以搜田、有司表貉、誓民、鼓遂圍禁。火弊獻禽以祭社。中夏教芟舍。如振旅之陳。群吏撰車徒、誦書契、弁号名之用。帥以門名、縣鄙各以其名、家以号名、郷以州名、野以邑名。百官各象其事、以弁軍之夜事。其他皆如振旅。遂以苗田如搜之法、車弊、獻禽以享禘。

中秋教治兵。如振旅之陳。弁旗物之用。王載大常。諸侯載旗。軍吏載旗。師都載旃。郷家載物。郊野載旒。百官載旗。各書其事與其号焉。其他皆如振旅。遂以彌田。如搜之法。羅弊、致禽以祀禘。中冬教大閱。前期、群吏戒衆庶、修戰法。虞人萊所田之野、為表、百步則一。為三表、又五十步為一表。田之日、司馬建旗于後表之中。群吏以旗物鼓鐸鑄鏡、各帥其民而致。質明、弊旗誅後至者。

乃陳車徒如戰之陳。皆坐。群吏聽誓于陳前。斬牲以左右徇陳曰「不用命者斬之」。中軍以鼙令鼓。鼓人皆三鼓。司馬振鐸、群吏作旗、車徒皆作。鼓行鳴鑼、車徒皆行、及表乃止。三鼓攬鐸、群吏弊旗、車徒皆坐。又三鼓、振鐸作旗、車徒皆作。鼓進鳴鑼、車驟徒趨、及表乃止。坐作如初。乃鼓、車馳徒走、及表乃止。鼓戒三闕、車三發、徒三刺。乃鼓退、鳴鑼且卻、及表乃止。坐作如初。遂以狩田、以旌為左右和之門。群吏各帥其車徒、以敘和出。左右陳車徒、有司平之。旗居卒間以分地。前後有屯百步、有司巡其前後。險野人為主、易野車為主。既陳、乃設驅逆之車。有司表貉于陳前。中軍以鼙令鼓。鼓人皆三鼓。群司馬振鐸、車徒皆作。遂鼓行、徒銜枚而進。大獸公之、小禽私之。獲者取左耳。及所弊、鼓皆駭、車徒皆蹶。徒乃弊、致禽饁獸于郊。入、獻禽以享烝。

〔周官〕夏官・大司馬

長文であるが、方苞が引用している箇所を挙げた。この要点を説明すると次の通りである。

四季にそれぞれ季節に応じた軍事演習を行う。春に指導するのは「振旅」である。これは作戦の陣形と同様な形式で行う訓練で、王以下諸侯などの指揮者は鼓などを持ち、修兵に下座、起立、前進後退、周りとの距離の間隔を指導する。そして春の「蒐田」を行う。これは野焼きのことである。野焼きをしながら、鼓や太鼓を打ち、獸を追い詰める狩りを行う。火が鎮まれば野焼きで獲た獸を献上し「社」を祭る。

夏には「芟舎」の指導を行う。これは野戦の露営の訓練である。兵車と衆兵の整理をし、それぞれの位ごとに野営の場所を決め、夜戦の警備や防衛の方法について理解させる。夏も最後は狩りを行う。その方法は兵車を前進させ獸を追い詰め、その獸を献上し「祔」（宗廟の夏祭り）を行う。

秋には「治兵」の訓練をする。これは春の「振旅」と同じ陣形である。訓練の内容は春は鼓などの音で訓練を指揮したが、秋は王以下諸侯たちの旗印を識別することが目的である。これまでと同じように狩りを行う。秋は網により獸を獲、その獸を献上して「柝」（四方の神）を祭る。

冬に行われるのは大規模な演習である。具体的な内容は後述しているので、ここでは具体的な言及は控えるが、春、夏、秋と訓練してきたことを踏まえて実践するものである。

四、方苞の『周官』大司馬論

前節で『周官』夏官大司馬の本文の内容を確認した。ここでは方苞がこの大司馬の文章についてどのように考えていたのかということを探っていききたい。

(1) 方苞における「大司馬」

方苞が記した「書周官大司馬四時田法後」は、次のような文章から始まっている。

聖人の政、万物の理を尽くして過ごさざるは、惟だに其れ大なるのみ、惟れ其れ細なればなり。聖人の文、万事の情を尽くして遺す無きは、其の詳を以てせず、其の略を以てす。周公五官の典皆然りて、大司馬四時の田法は、尤も其の顯著なるものなり。¹⁰⁾

〔書周官大司馬四時田法後〕

まず聖人が建てた「政」と書き残した「文」について述べている。聖人の政治については、その政治が万物の理を尽くしているのは、大きなところだけでなく、細かなところまで尽くしている。聖人の文章については、余すことなく万物の情を尽くしているのは、省略していると

ころに含まれている、と主張している。そして周公が記した五官（天官、地官、春官、夏官、秋官）の典、つまり『周官』も細部に至るまで理を尽くしているし、省略しているところにも情を尽くしていると考えていた。『周官』は特異な文体で書かれており、内容ばかりでなくその文体そのものにも意味が込められているとされていたのである。

(2) 大司馬における「略」

方苞にとって『周官』は、聖人の政を記したものであり、聖人の文によって記されているものであった。つまり独特な文体で記されているのが『周官』なのである。方苞は大司馬の中でも後半の春夏秋冬それぞれの演習について記している箇所がその独特な表記方法にあたととしていた。

田法・戦法は、冬には其の目を詳しくして春には其の綱を挙ぐ。仲冬大閱、「司馬建旗於後表之中」より「不用命者斬之」に至るまでは、即ち春蒐の「以旗致民、平列陳、如戦之陳」なり。「中軍以鼙令鼓」より「鳴鑿且卻、坐如初」に至るまでは、即ち春蒐の所「教坐作、進退、疾徐、疏数之節」なり。「以旗為左右和之門」より「車徒皆讓」に至るまでは、即ち春蒐の「表絡、誓民、鼓、遂圍禁」なり。四時同じくする所にして、冬に乃ち之を出す。則ち三時には専ら其の一を弁じて、大閱は備さに挙げて、其の全具さに見ゆ。使し晚周、秦、漢の人を以て之を籍せしめば、則ち其の文を倍にするもの、尚ほ以て其の事を詳らかにするに足らざらん。経は則ち略拳互に備へ、括尽して遺すこと無し。是れを之れ聖人の文と謂ふなり。

〔書周官大司馬四時田法後〕
冬に目を、春に綱を挙げるというのは、春には大要を示し、冬にその細目をのべるということで、春の演習について記している箇所では大まかに述べ、冬の大演習について述べている箇所です。

いるというのである。

このことを具体的に見ていくと、前章で引用している『周官』冬の大演習の「司馬は旗を後表の中に建つ。群吏は旗物鼓鐸錡鑿を以て、各おの其の民を帥いて致す。質明に、旗を弊し後至の者を誅す。乃ち車徒を陳すること戦の陳の如し。皆坐す。群吏誓を陳前に聴く。牲を斬り以て左右陣に徇えて曰はく『命を用いざる者は之を斬らん』と。

〔司馬は旗を前後の表識の間に建てる。群吏は旗物・鼓鐸・錡鑿を携帯し、それによりそれぞれに割り当てられている民衆を統率する。夜が明けると、旗を倒して、遅れて来た者を罰する。実際の戦のように車両部隊を整列させ、全員を座らせる。群吏はそれぞれ部隊の前で訓戒の言葉を聞く。生贄を殺し、部隊全員に『命令に従わない者は斬る』と檄する〕（傍線部）は春の「旗を以て民を致す。平しく陳を列すること、戦の陳の如し。（旗を立てて民衆を召集する。そしてその隊列の編成は、実際の戦の陣形と同様である。）」（傍線部）に該当するとしている。春の箇所では旗を用いて衆兵の統率を図り、実戦の陣形に整列させることのみを記しているが、冬の箇所では、旗を立てる場所や、夜明けに旗を倒すことを詳しく述べている。

また同様に、冬の「中軍鼙を以て鼓を令す。鼓人皆三鼓す。司馬鐸を振り、群吏旗を作し、車徒皆作る。鼓行して錡を鳴らさば、車徒皆行き、表に及んで乃ち止まる。三鼓して鐸を擡さば、群吏旗を弊し、車徒皆坐す。又三鼓して、鐸を振り旗を作し、車徒皆作る。鼓進して錡を鳴らさば、車驟り徒趨り、表に及んで乃ち止まる。坐作初めの如し。（中軍の将が鼙鼓を使って号令をかける。そうすれば鼓人は皆三回鼓を打ち鳴らし、それを聞き司馬は鐸を振り、そして群吏は旗を起し、車徒は皆立ち上がる。鼓人が鼓を打ち伍長が錡を鳴らすと、車両部隊と歩兵部隊は前進し、目標のところで止まる。鼓人が鼓を三回打ち、司馬が鐸を振り鳴らせば、群吏は旗を倒し、すべての部隊は跪

く。鼓人がまた三回鼓を打ち、司馬が鐸を鳴らすと、全部隊は立ち上がった前進し、次の目標まで進むと立ち止まる。立ち上がったたり跪いたりするのは前回同様に行う。」(二重傍線部)に關して、その大要を述べているのが春の「教坐作・進退・疾徐・疏数の節を教う。(部隊の立ち上がったたり跪いたりすること、前進後退、距離の疎密遠近について指導する)」(二重傍線部)に該当する。

最後の「旌も以て左右和の門と為す。群吏は各おの其の車徒を帥い、以て敘して和より出づ。左右車徒を陣し、有司之を平らかにす。旗は卒の間に居り以て地を分かつ。前後に屯有ること百歩、有司は其の前後を巡る。險野は人を主と為し、易野は車を主と為す。既に陳して、乃ち驅逆の車を設く。有司陣の前に表貉す。中軍鞞を以て鼓を令す。鼓人皆三鼓す。群司馬鐸を振り、車徒皆作る。遂に鼓行し、徒杖を銜んで進む。大獸は之を公にし、小禽は之を私にす。獲る者は左耳を取る。弊する所に及んで、鼓皆駭し、車徒皆躁す。(旗を立てて左右の門を作る。群吏はそれぞれの部隊を率い、軍律に従ってその門を出入する。車両部隊と歩兵部隊を左右の二つに分けて陣形に並べ、有司はその行列を整える。卒の間ごとに旗を立て地区を区分する。前後に駐屯する部隊の間隔は百歩で、有司はその前後を巡回する。険しい地形のところでは歩兵部隊を先にし車両部隊を後にし、平らかな地形のところでは車両部隊を前にし歩兵部隊を後にする。陣の準備が整うと、獸を狩る車両を設置する。有司は陣の前に立って、表貉の祭りをを行う。中軍の將が鞞鼓を鳴らし号令をかけると、鼓人は鼓を三回鳴らす。司馬は鐸を振り鳴らし、全部隊は皆立ち上がる。鼓を鳴らし前進を命令すると、全員口に棒を咥えて音を出さないようにして前進する。大きな獸を捕獲した時は差し出さなければならず、小さな禽の場合には自分のものにする事ができる。獸を捕獲したものは左耳を切り取っておく。最終目的地に達すると、鼓をすべて打ち鳴らし、全部隊

の兵士は皆大声を上げる。」(破線部)は「表貉し、民に誓い、鼓して遂に禁を圍む。(表を立てて貉祭を執り行い、演習に参加する民衆に対して誓いを立て、狩りを行う。)」(破線部)に該当する。

このように方苞は、春の演習に関する記載は、冬の演習の大要を述べたものとしていた。

(3) 省略の意味

ではどうして冬の大演習の記載を敢えて省略して記す必要があったのだろうか。このことについて方苞は次のように述べている。

戦法・田法の詳、冬狩に至りて始めて見ゆるは、各おの其の地に修むると雖も、然れども必ず築場納稼の後を待ち、乃ち車徒を偏簡して、人蓄・旗物・軍器を稽すべし。三時に行へば、則ち農功を奪ひて地の以て車馬を陣する無し。夜事を仲夏に弁ずるは、人は露処して衣裝約するべければなり。「芟舎」に於いて特に「弁軍之夜事」を挙ぐるは、則ち「以教坐作、進退、疾徐、疏数之節」を知り、三時に通ずればなり。¹²⁾ (書周官大司馬四時田法後)

問題なのは演習を行う場所であった。春夏秋に演習を行えば、人々が耕し作物を育てている田畑を荒らすことになり、また車両部隊や歩兵部隊を陣形通りに隊列させる場所もないのである。そのため春夏秋は農作業の状況により部隊を簡素化し行っている。

演習の具体的な戦術を冬の箇所ですべて示しているのは、春夏秋冬の春、夏、秋の演習は小規模なものにし、冬に大々的な演習を行っていた。これが「聖人の政」であり、それを「略」という形で表現しており、この表現が「聖人の文」となるわけである。

五、『周官』の表記と『春秋』

「其の詳を以てせず、其の略を以てす」というのは、省略すること
で万物の情を言い尽くしていることを意味するものである。こ
れは春秋の筆法の修辭法を想起させる。ここでは方苞における『周
官』と『春秋』との関連性について考察し、『周官』の修辭法分析に
ついて探りたい。

(1) 『周官』と『春秋』

方苞が文字の獄により出獄したのは康熙五十二年（一七一三）であ
る。出獄した後に『周官』に関する三書（『周官弁』、『周官集註』、『周
官析疑』）をまとめたが、獄中にあつた五年間に他の経書についても
研究していた。それが『春秋』であつた。康熙五十五年（一七一六）
に『春秋通論』を、翌五十六年に『春秋直解』を書いている。『春秋』
について自身の考えをまとめたことは『周官』研究にも大きく影響し
たようで、方苞自身がまとめた『周官弁』と『春秋通論』の二書につ
いてこう述べている。

『周官解弁』は、聖人経世の法なり。『春秋通論』は、聖人断事
の義なり。乃ち世道を擔当し、国の股肱と為る者の宜しく心を用
ふべき所にして、経生の業に非ざるなり。¹³⁾（与族子觀承）

『周官解弁』とは恐らく『周官弁』のことであると思われるが、方
苞が記した『周官弁』と『春秋通論』は、「世道を擔当し股肱と為る」
官僚などの国政に関わる者のために書いたと述べている。『周官』は
周王朝の官僚制度であるため「聖人の経世の法」であり、また『春
秋』は周代の歴史書であるから「聖人の断事の義」ということにな
る。

方苞は『春秋』に関する『春秋通論』『春秋直解』の二著の序文に

おいては『周官』について言及していない。そのため『周官』と『春
秋』とを関連付けて考えることは、『春秋通論』などを書き終え、『周
官』の注釈作業に取り掛かっているときに始まったと考えられる。ま
た李光地と『周官』『春秋』について意見を交換しているので、李光
地が没する康熙五十八年以前にはこの着想が生まれていたと思われ
る。

『周官』に注釈を付けていく過程で『春秋』と重ね合わせる考えが
方苞の中に浮かんだことは、『周官』『儀礼』『礼記』の三書を礼書と
捉える枠組みから『周官』を切り離し、『春秋』と組み合わせること
で、周代の礼書と歴史書という新たな枠組みを作り上げて、捉えなお
していたこととなるだろう。

(2) 『周官』と筆法

方苞は『周官』と『春秋』とを関連付けて聖人が遺した政治を復元
しようとしていた。さらに方苞は『周官』と『春秋』の二経は共に周
代の事績を記した書物というだけではなく、文章表記にも共通性があ
ると考えていた。

凡そ義理は必ず文字に載る。惟だ『春秋』『周官』のみ、則ち文
字の載せざる所にして、義理寓す。蓋し二書は乃ち聖人一心の營
度する所なり。故に其の條理は精密なること此くの如きなり。¹⁴⁾（周官析疑序）

義理は、経書をはじめとする書物に記されている文字に込められて
いるものである。しかし『周官』と『春秋』のみ文字として記されて
いないところにも意味が込められている。これが方苞の考えであつ
た。この「文字の載せざる所」は、恐らく春秋の筆法の間接的に法現
する修辭法を踏まえて述べていると思われる。つまり春秋の筆法が
『周官』にも用いられていると方苞は考えていたのである。そして

「文字の載せざる所」というのは、「あえて記さなかつた所」ということになり、意図的に省略することにこそ聖人の本意が込められているわけである。これがまさに方苞が考えた『周官』の筆法ということになるだろう。

本稿第四章で見たのは、『周官』夏官、大司馬の「略」についてであった。春夏秋冬の軍事演習に関して、春・夏・秋の演習は小規模であるため省略して記し、冬の演習は三時の演習を踏まえた大規模なものであるため、詳細に記している。これを方苞が考えた『周官』の筆法に当てはめると、省略した三時の演習は小規模であったが、大規模に行えば作物を植えている田畑を荒らすことになり、また農稼を奪うことにもなる。これらの理由は大司馬の文中には明らかに記されていないが、民衆の生活を慮る聖人の思いがこの文章には込められており、それがこの「文字の載せざる所」に込められた「義理」ということとなる。

(3) 義法という文章理論

方苞には文章創作の理論として義法というものを唱えていた。そしてこれは桐城学派に受け継がれ、清末まで続く有力な一つの文学思潮となった。方苞はこの義法について「又書貨殖伝後」において次のように述べている。

春秋の義法を制するは、太史公之を発してよりして、後の文に深き者も亦た焉れを具ふ。義は即ち『易』の所謂、「言には物有る」なり。法は即ち『易』の所謂、「言には序有る」なり。義は以て経たりて法は之を緯し、然る後に成体の文と為るなり。¹⁵⁾

(「又書貨殖伝後」)

そもそも義法は春秋に込められていたもので、それを司馬遷が発明して、後の文章をよくする者もそれを理解し、その義法を踏まえた文

章を書いていた。そしてその義が縦系で、法が横系になり、意味のある文章が紡ぎだされるわけである。ここで方苞は『易』の家人象伝「風自火出家人。君子以言有物、而行有恒」の「君子以て言には物有りて、行いには恒有り」と、同じく『易』の艮六五爻辞「艮其輔。言有序。悔亡。」の「言には序有り。悔亡ぶ。」を引用している。「言有物」については次のようにも述べている。

古の聖賢、徳は身に修め、功は万物に被る。故に史臣其の事を記し、学者其の言を伝へて、奉じて以て経と為し、天地と流れを同じうす。其の下、左邱明・司馬遷・班固の如きは、志は古今の變を通じ、一王の法を存せんと欲す。故に紀事の文伝はる。荀卿、董傳は、孤学を守り以て来者を待つ、故に道古の文伝はる。管夷吾、賈誼は世務に達す。故に論事の文伝ふ。凡そ此れは皆「言に物有る」なり。¹⁶⁾

(「楊千木文稿序」)

古の徳を修めた聖人たちの功績を史官たちは書き残した。それを学者は経書として尊重し、その文に記された聖人の徳を脈々と伝えてきた。そのことを方苞は「言に物有り」と考えた。つまり文章として記されている言葉には聖人の遺徳である「物(義理)」が具有されているとしたのである。

また「言有序」に関しては、「又書貨殖伝後」の中で次のように記している。

庶民経業の凡を両挙して、中之を別つ。前の農田樹畜を称する所は、乃ち本富なり。後の販鬻僦貸を称する所は、則ち末富なり。上の能く国を富ます者は、太公の教誨、管仲の整齐なり。能く家を富ます者は、朱公・子贛・白圭是れなり。計然は雑用富家の術に則り以て国に施す、故に別に之を言ひて、太公・管仲に儕するを得ざるなり。然れども白圭より以上、皆各おの方略有り、故に「能試所長」を以て之を許す。猗頓以下は、則ち商賈の事のみ、

故に別に之を言ひて、朱公・子贛・白圭に儕するを得ざるなり。是の篇の大義、平準と相ひ表裏して、前後措注す。又た各おの當に此の如くなるべき所有り。是を之れ「言有序」と謂ふ。「蹟に至りて悪むべからざる」所以なり。⁽⁷⁾ (『又書貨殖伝後』)

『史記』は国を富ませた人物についても記している。代表的なのが太公望呂尚や管仲や計然である。呂尚の伝は齊太公世家に記されているし、管仲は晏管列伝の中に記されており、一人の人物の「伝」として記されている。しかし計然は家を富ませた方法を国に応用したので呂尚や管仲と同じように「伝」を立てられず、貨殖列伝中の一人として記されている。また貨殖列伝の中でも陶朱公と名乗った范蠡、子貢、白圭は時機を察し、家を富ませたことが記されており、その富家の方略を考え出したため丁寧に描かれている。しかし猗頓、烏氏僕牧、巴寡婦清の三人については商売が成功したことが描かれているだけである。そのため范蠡、子貢、白圭の三人の描かれ方とは違っている。このような人物の描き方を方苞は「言には序有り」と述べており、このような文章には「序(法則)」があると考えていたのである。方苞の義法について青木正兒氏は「義理即ち文の内面的理法と文法即ち文の外形的法則である」と述べているが、まさにそれがここにも当てはまると言えよう。⁽⁸⁾

この方苞の義法を踏まえて大司馬の文を考えると、そこには繁農期の民衆のことを慮って小規模の演習しか行わなかったという聖賢の義理が込められており、春・夏・秋の三時の演習は小規模だから省いて記し、冬の演習は大規模だから詳しく記すという法則に従って記していることになる。つまりこの『周官』夏官の大司馬こそ、「聖人の政」と「聖人の文」とが顕著に表現されている文章ということになるのである。

六、おわりに

本稿では方苞の『周官』解釈について、その修辭法分析という観点から探ってきた。『周官』夏官大司馬の文章は、文章を詳略して記してあるが、それは聖人が義理を込めて記した文章であることを示すものであった。方苞が唱えた「義」「法」はもと文章創作の理論であったが、これまで見てきた通り、方苞は自身が唱えた義法は単なる文章創作の理論ではなく、経書の修辭法としても用いられたものであると考えていた。だからこそ経書は深遠なものであり、経書の表記方法でもある義法を儒者は学ばねばならなかったのである。

経書に義法という考えを持ち込んだのは、『周官』と『春秋』とを一体的に考えた方苞ならではの発想だと思われる。つまり経学と文学の一致が方苞の思想の特徴ということになるだろう。

最後に今後の課題について言及しておく。この方苞の解釈が清代思想史においてどのように位置づけられるのか、ということは考えねばならない大きな課題である。このことを導き出すためには、方苞と同時代の学者の中で、『周官』の修辭法に着目して研究したものがいるのか、桐城学派の学者が経書解釈でも義法を用いていたのか、ということ明らかにせねばならないだろう。

注

- (1) 拙稿「方苞の思想―『周官』を中心として―」(『九州中国学会報』第五十三号、二〇一五年)。また方苞についての研究は以下を参照。狩野直喜『清朝の制度と文学』『方苞』(みすず書房、一九八四年)、青木正兒『清代文学評論史』(『青木正兒全集』第一卷、春秋社、一九六九)、佐藤一郎『中国文学の伝統と再生―清朝初期から文学革命まで―』(研文出版、二〇〇三年)、同前「方苞の散文―その形成をめぐって―」(『芸文研究』十一、

- 慶應義塾大学芸文学会、一九六一年)、同前「戴名世・方苞の交遊より見たる桐城派古文の成立」(『芸文研究』十六、慶應義塾大学芸文学会、一九六三年)、大谷敏夫「戴名世断罪事件の政治的背景―戴名世・方苞の学との関連において」(『史林』六一、史林研究会、一九七八年)、浅井邦昭「方苞の『義法』と八股文批評」(『日本中国学会報』五三、日本中国学会、二〇〇一年)。
- (2) 使用したテキストは、『方苞集』(中国古典文学叢書、劉季高校点、上海古籍出版社、二〇〇九年)である。『周官』については『周礼注疏』(上海古籍出版社、二〇一〇)を適宜参照した。『周官』の書き下し文と通釈については、本田二郎『周礼通釈』上・下(秀英出版、一九七七・一九七九)を参考にした。
- (3) 方苞は『周礼』を『周官』と呼んでいたので、本稿ではそれを踏襲し『周官』と表記する。また清代までの『周官』の解釈については宇野精一「中国古典学の展開」(『宇野精一著作集』巻二、明治書院、一九八六年)を参考にした。
- (4) 『方苞集』巻四、周官集註序「蓋公之「兼三王以施四事」者、具在是書。其於人事之始終、百物之聚散、思之至精、而不疑於所行、然後以礼・楽・兵・刑・食貨之政、散布六官、而聯為一体。其筆之於書也、或一事而諸職各載其一節以互相備、或掎下以該上、或因彼以見此。其設官分職之精意、半寓於空曲交會之中、而為文字所不載。迫而求之、誠有茫然不見其端緒者。及久而相説以解、然後知其首尾皆備而脈絡自相灌輸、故歎其備布而周密也。」
- (5) 『方苞集』巻一、周官弁偽二「嗚呼、聖人之法、所以循天理而達之也。聖人之經、所以伝天心而播之也。乃為悖理逆天之語所混淆、至於二千余年而不可弁、則歎誠万世之罪人也。余嘗病班史於莽之乱政姦言、纖悉不遺、於文為贅。然『周官』之為歎所偽乱者、乃頼班史而備得其微。豈非聖人之經、天心不欲其終晦、而既蝕復明、固有数存乎其間邪。」
- (6) 『方苞集』巻一、説周官「是書之出、千七百年矣。仮而戦国、秦、漢之人能偽作、則冬官之欠、後之文儒有能補之者乎。不惟一官之全、小司馬之欠、有能依倣四官之意以補之者乎。其所以不能補者、何也。則事之理有未達、而物之分有未明也。」
- (7) 『周官』夏官、大司馬「大司馬之職。掌建邦国之九法、以佐王平邦国。制畿封国、以正邦国。設儀弁位、以等邦国。進賢興功、以作邦国。建牧立監、以維邦国。制軍詰禁、以糾邦国。施貢分職、以任邦国。簡稽郷民、以用邦国。均守平則、以安邦国。比小事大、以和邦国。」
- (8) 『周官』夏官、大司馬「以九伐之法正邦国。馮弱犯寡、則管之。賊賢害民、則伐之。暴内陵外、則壇之。野荒民散、則削之。負固不服、則侵之。賊殺其親、則正之。放管其君、則殘之。犯令陵政、則杜之。外内乱、鳥獸行、則滅之。」
- (9) 前掲注(8)。
- (10) 『方苞集』巻一、書周官大司馬四時田法後「聖人之政、尽万物之理而不過者、不惟其大、惟其細。聖人之文、尽万事之情而無遺者、不以其詳、以其略。周公五官之典皆然、而大司馬四時田法、尤其顯著者也。」
- (11) 『方苞集』巻一、書周官大司馬四時田法後「田法・戦法、冬詳其目而春拳其綱。仲冬大閱、「司馬建旗於後表之中」至「不用命者斬之」、即春蒐「以旗致民、平列陳、如戦之陳」也。「中軍以擊令鼓」至「鳴鑿且卻、坐作如初」、即春蒐所「教坐作、進退、疾徐、疏數之節」也。「以旌為左右和之門」至「車徒皆諫」、即春蒐「表貉、誓民、鼓、遂圍禁」也。四時所同、而於冬乃出之。則三時專弁其一、而大閱備拳其全具見矣。使以晚周、秦、漢人籍之、則倍其文尚不足以詳其事、經則略拳互備、括尽而無遺、是之謂聖人之文也。」
- (12) 『方苞集』巻一、書周官大司馬四時田法後「戦法・田法之詳、至冬狩始見者、雖各修於其地、然必待築場納稼之後、乃可備簡車徒、稽人蓄・旗物・軍器。行於三時、則奪農功而無地以陳車馬。弁夜事於仲夏者、人可露处

而衣裝約也。於「芟舍」特拳「弁軍之夜事」、則知「以教坐作、進退、疾徐、疏數之節」、通乎三時矣。」

- (13) 『方苞集集外文』卷十、与族子觀承、六「『周官解弁』、聖人經世之法。『春秋通論』、聖人斷事之義。乃擔當世道、為國股肱者所宜用心、非經生之業也。」

- (14) 『方苞集』卷四、周官析疑序「凡義理必載於文字。惟『春秋』『周官』、則文字所不載、而義理寓焉。蓋二書乃聖人一心所當度。故其条理精密如此也。」

- (15) 『方苞集』卷二、又書貨殖伝後「春秋之制義法、自太史公發之、而後之深於文者亦具焉。義即『易』之所謂言有物也。法即『易』之所謂言有序也。義以為經而法緯之、然後為成体之文。」

- (16) 『方苞集集外文』卷四、楊千木文稿序「古之聖賢、德修於身、功被於万物。故史臣記其事、學者伝其言、而奉以為經、与天地同流。其下如左邱明、司馬遷、班固、志欲通古今之變、存一王之法。故紀事之文伝、荀卿、董傳、守孤學以待來者。故道古之文伝。管夷吾、賈誼、達於世務。故論事之文伝。凡此皆「言有物」者也。」

- (17) 『方苞集』卷二、又書貨殖伝後「兩拳庶民經業之凡、而中別之。前所稱農田樹畜、乃本富也。後所稱販鬻儲貸、則末富也。上能富國者、太公之教誨、管仲之整齊也。能富家者、朱公・子贛・白圭是也。計然則、雜用富家之術以施於國、故別言之、而不得儕於太公・管仲也。然自白圭以上、皆各有方略、故以「能試所長」許之。猗頓以下、則商賈之事耳、故別言之、而不得儕於朱公・子贛・白圭也。是篇大義、与平準相表裏、而前後措注。又各有所當如此。是之謂「言有序」、所以至隳而不可惡也。」

- (18) 前掲注(1)青木氏掲書、五一八頁。